

不妊治療(タイミング・人工授精・体外受精)の保険診療をお考えの患者様へ

2022年3月29日

2022年4月から不妊治療の保険診療範囲が拡充されることに伴い、以下のことをお知らせいたします。

4月1日から保険診療で不妊治療を予定される患者様は、
法的婚姻関係または事実婚カップルであることが条件となっており、
公的書類が必須となります。

治療を開始する診察日に治療計画書を作成・説明いたしますので、
ご夫婦での来院(午前)が必須となります。

治療計画作成日とは、
タイミング・人工授精・体外受精ともに、**周期の1回目の診察日**となります

また、**治療計画書の見直し(プラン変更)の際には再度ご夫婦で来院(午前)が必須**となります。

体外受精をご希望の患者様は、
保険診療での採卵周期では凍結精子を使用できませんので、
採卵の周期はご夫婦ともにスケジュールを合わせて開始してください。

現在、新型コロナウイルス感染予防のため、奥様のみの来院をお願いしておりますが、
治療計画作成日には**ご夫婦での来院(午前)**をお願い致します。
なお、**2人目治療**を保険診療で希望される患者様も、
治療計画作成日には**ご夫婦での来院(午前)**をお願い致します。
お子様連れに関しては、預け先等ご都合がつかない場合は、事前にご相談ください。

保険診療適用が迫っておりますが、お知らせが遅くなり大変申し訳ありません。

現時点で保険適用となる条件や診療行為等は未確定であり、内容をすべてお伝えすることが困難となっております。

また、今後更新される可能性もあります。このような状況をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

神戸元町夢クリニック
院長 河内谷 敏